

財務省税関一般職  
選考採用試験（係長級）

小論文試験課題（60分）

注意事項

- 問題の解答は、別紙の原稿用紙に記入してください。
- 原稿用紙に、氏名を忘れずに記入してください。

【問】税関における水際取締りについて、以下の設問に対して 600 字程度で論じてください。

税関は、モノ・ヒト・カネが行き交う国境における執行機関として、「安全・安心な社会の実現」を一つの使命として掲げており、365 日 24 時間、この使命を確実に果たすための体制（一部空海港での当直勤務等含む）を平時より整備の上、不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りを実施しています。また、これらの水際取締りを集中的に強化する期間として、「取締強化期間」や「年末特別警戒」を設定し、不正薬物等の取締りやテロの脅威が高まる大規模国際イベント開催時等におけるテロ対策の強化を図っています。

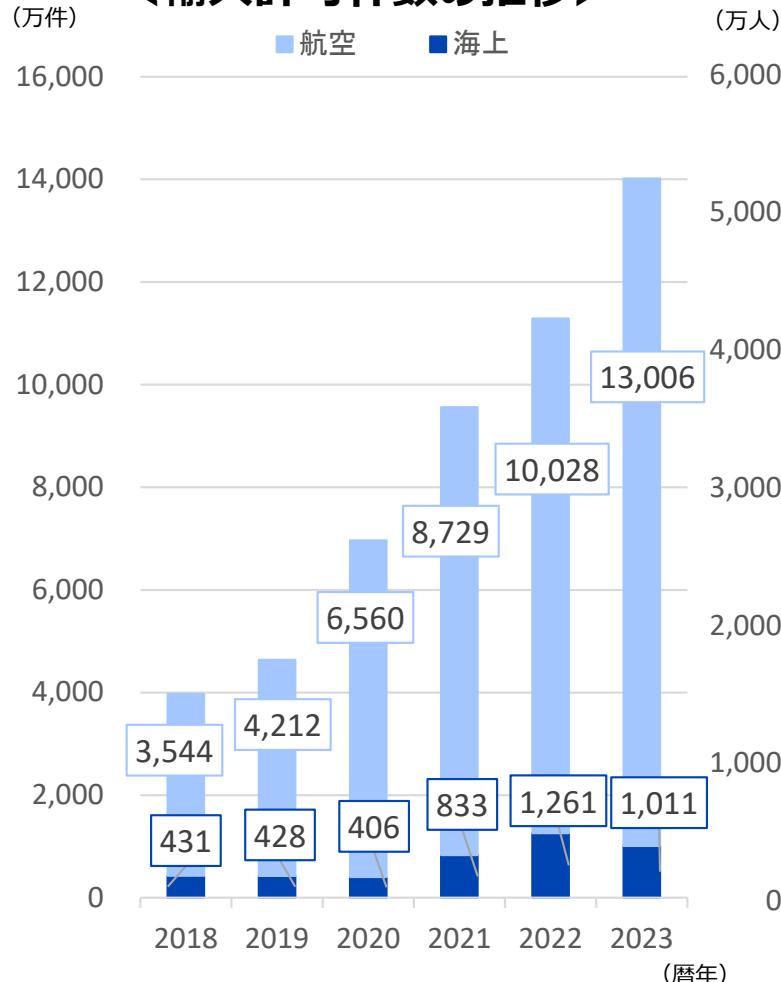
さらに、将来予想される税関を取り巻く環境変化を見据え、2020 年 6 月に「スマート税関構想 2020」を、2022 年 11 月には同「構想」に掲げる施策をアップグレードした「アクションプラン 2022」を取りまとめ、世界最先端の税関、すなわちスマート税関の実現に向け、税関業務の高度化・効率化にも取り組んでいるところですが、これらの取組みには水際取締りに関するものも含まれています。

上記及び参考資料(別添)を踏まえ、税関が現在実施している水際取締りに係る施策について、あなたの考えを述べてください。また、今後取り入れるべき施策について何か提言があれば併せて記載してください。

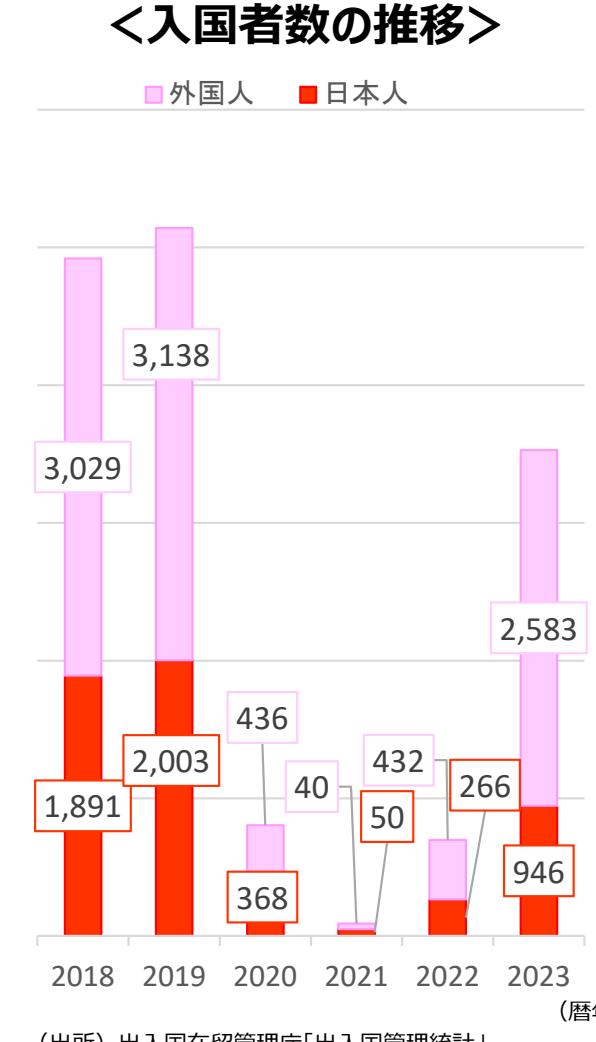
# 税関における主要業務量の推移

- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2023年には航空貨物の輸入許可件数が2018年比約3.7倍、海上貨物についても2018年比約2.3倍と増加。
- 2023年の入国者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅減となっていた前年比約5倍と急激に回復。
- 2023年度の税関における関税等収入額は前年度比7.3%減の約13.1兆円であり、租税及び印紙収入の約16.9%に相当。

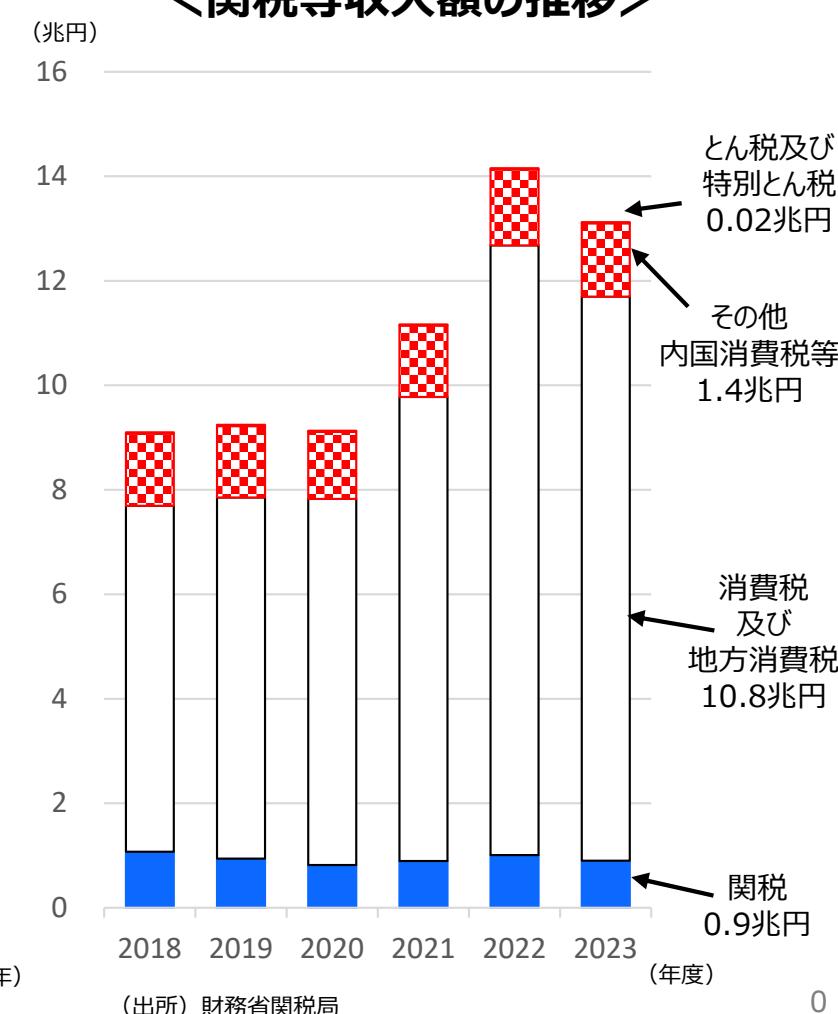
<輸入許可件数の推移>



<入国者数の推移>



<関税等収入額の推移>



# 急増する輸入貨物への対応

## 輸入貨物急増の現状と課題

- 越境電子商取引（EC）の拡大に伴い、輸入許可件数が大幅に増加。

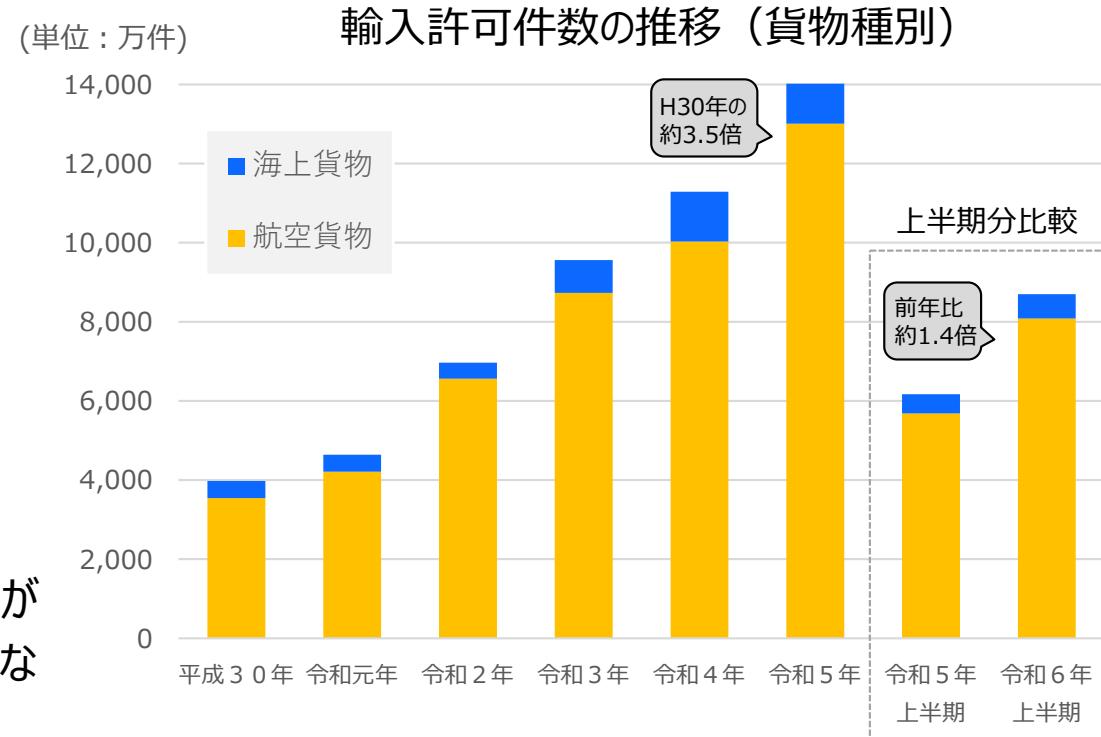
- 令和5年の航空貨物の輸入許可件数は1億3千万件超と、5年間で約3.7倍に増加
- 令和5年の海上貨物の輸入許可件数も同期間で約2.3倍に増加
- 令和6年もこうした傾向は継続

- こうした中、不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が多数摘発。FS利用貨物の、なりすましによる不適切な輸入や、低価申告による脱税事案が顕在化。

（注）フルフィルメントサービス（FS）は、ECプラットフォーマー等が提供する、電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス。

## 関税局・税関における対応

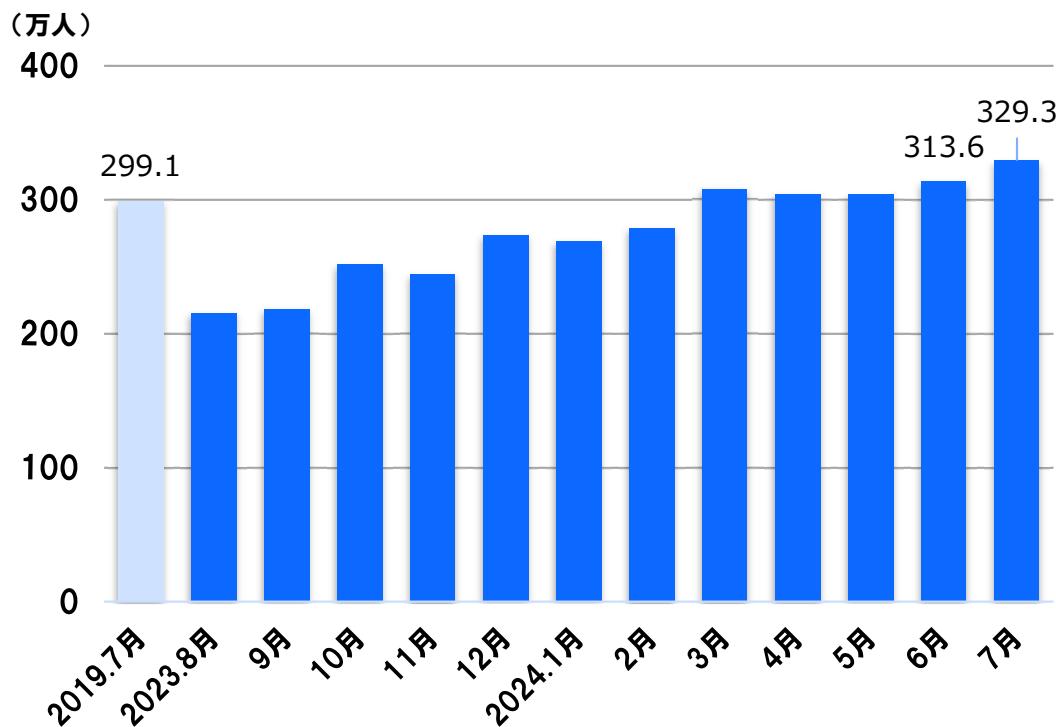
- 令和5年度関税改正において、輸入貨物に係る適正な国内連絡先の確保を図るほか、なりすまし輸入が虚偽申告輸入罪となることを明確化。また、輸入申告項目（通販貨物の該否、国内運送先等）の追加等を規定。
- 令和7年10月には、海上小口貨物（少額免税の対象となる通販貨物である等の一定の要件を満たすもの）について、簡易な通関手続を導入予定。
- こうした措置を通じ、貨物の類型等に応じて適切なリスク管理を行うことで、厳格な水際取締りと迅速かつ適正な通関を両立していく必要。



# 入国者数の増加に向けた対応等

- 2024年上半期の訪日外国人旅行者数は、2019年同期比で約107%と増加しており、円安の影響等による訪日需要の高まりを受け、今後も更なる増加が見込まれる。
- 2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人を受け入れる政府目標に向かっていくなか、入国手続の更なる効率化や時間短縮が必要不可欠な状況。
- 税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）を7大空港に、QRコード読取端末を全ての税関空港に配備。
- 2024年1月から、税関・入管手続きを1台で同時にできる「共同キオスク」を羽田空港第2ターミナルに導入し、手続きに係る時間短縮を図るべく、実証実験を実施。今後、主要空港へ拡大配備予定。

<訪日外国人旅行者数の推移>

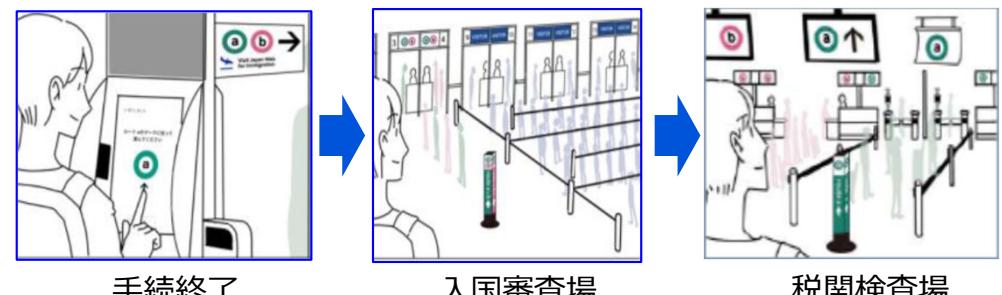


(出所) 日本政府観光局「訪日外客統計（2024年7月は速報値）」

○税関における電子申告手続の概要



○共同キオスク利用者の案内・誘導イメージ



手続終了時に表示されたルート案内を入国審査場・税関検査場まで表示することで、利用者に分かりやすい動線を構築

# 厳格な水際取締り

- ▶ 輸入貨物や訪日外国人旅客等が増加する中、爆発物等のテロ関連物資の国内流入を阻止するため水際取締りを強化。
- ▶ 2025年以降、大阪・関西万博等の国際イベントが開催されるため、更なる水際取締りの強化が求められているところ、引き続き、警察等の関係機関や民間の関係業界団体と連携したテロ対策を推進。

＜税関検査で発見された不審貨物の例＞

※各画像はイメージ

刀剣類



玩具銃



ガスマスク



クロスボウ



- ▶ 不正な資金の流れを絶つことも重要。昨今、マネーロンダリング対策の重要性が強調される中、国際的に国境でのキャッシュフーリング対策の強化が求められている。
- ▶ これまでの警察や保安検査員との連携を通じた取締体制の強化に加え、多額の現金の海外への不正な持ち出しに対する水際措置として、**紙幣探知犬（カレンシードッグ）を導入**（2024年8月）するなど、出国旅客に対する携帯品検査の強化を推進。

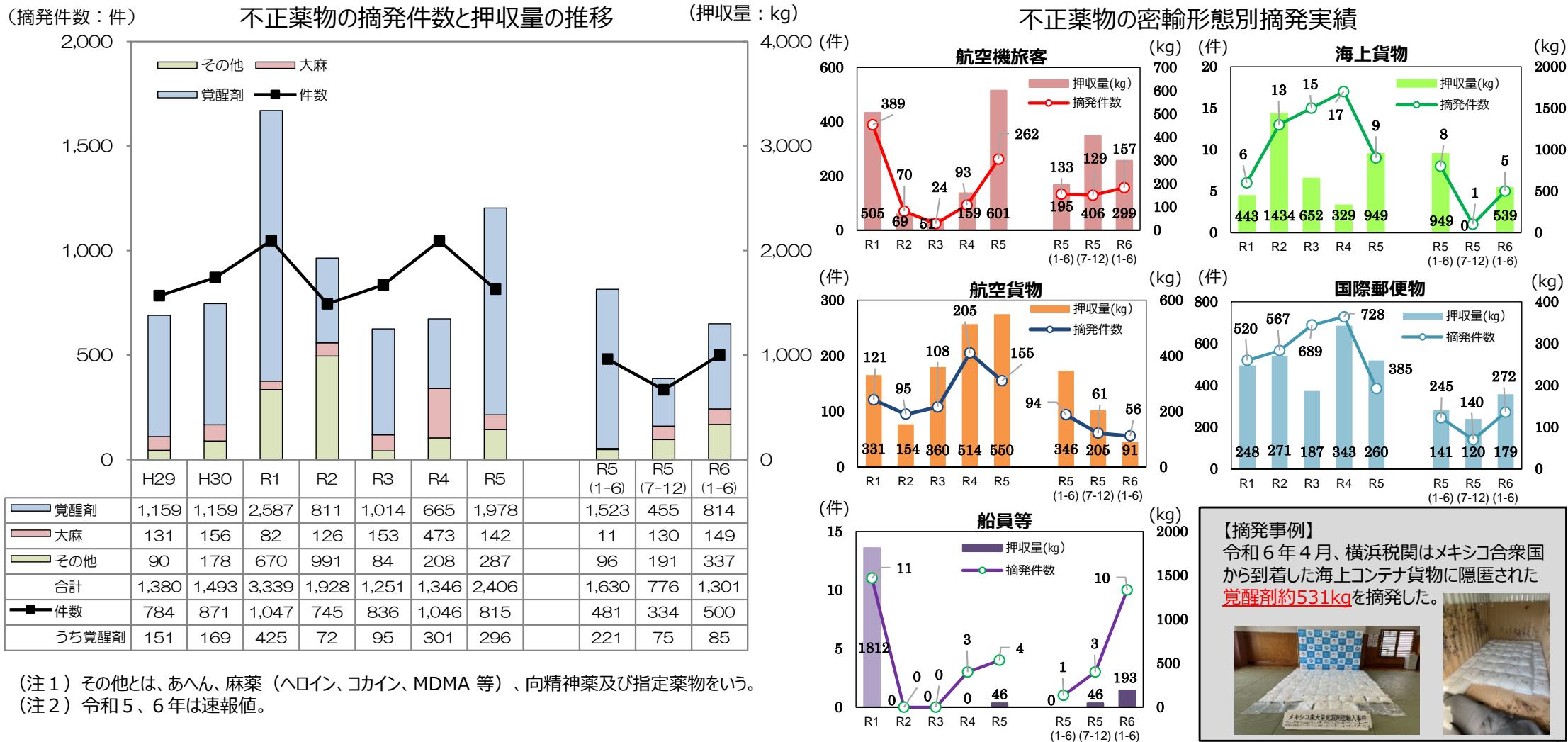


＜プレス公開の様子＞  
デモンストレーション

紙幣探知犬のライラックス号（左）とトリ号（右）

# 不正薬物の摘発状況

- 令和5年における不正薬物の押収量は、2トンを超え、8年連続で1トンを超え、過去2番目を記録。  
令和6年上半年における不正薬物の押収量は1トン超え。  
(参考) 令和5年の不正薬物の摘発件数は815件（前年比22%減）、押収量は約2,406kg（同79%増）  
令和6年上半年の不正薬物の摘発件数は500件（前年同期比4%増）、押収量は約1,301kg（同20%減）
- 令和6年上半年は航空機旅客、国際郵便物及び船員等からの押収量が前年同期比で増加。



(注1) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

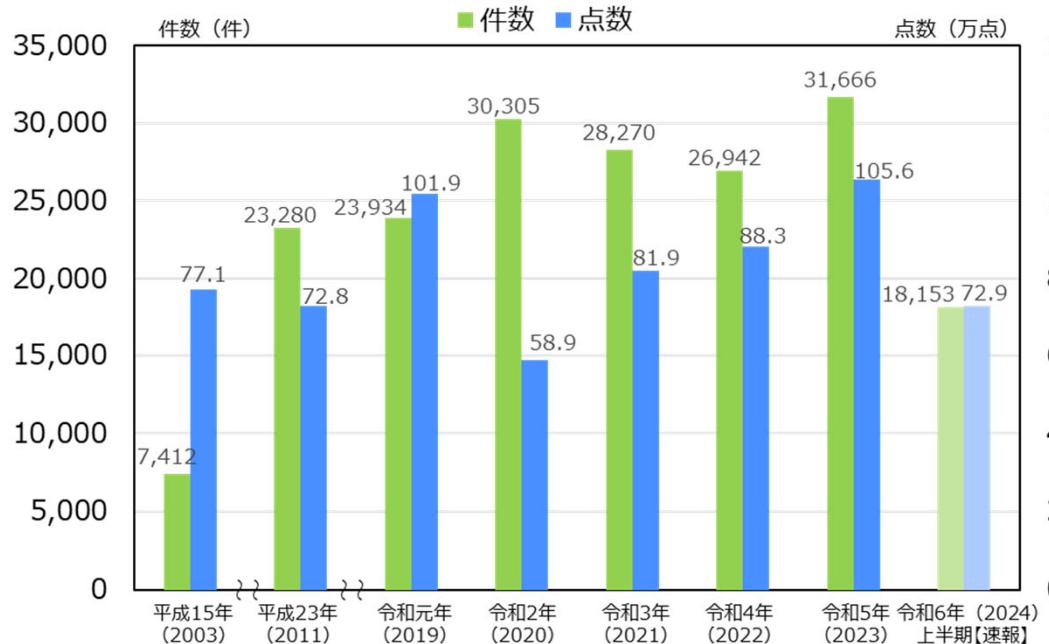
(注2) 令和5、6年は速報値。

# 知的財産侵害物品の水際取締り

## 【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和5年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は31,666件（前年比17.5%増）、輸入差止点数は1,056,245点（前年比19.7%増）と、高水準で推移。

### ◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



### ◆ 知的財産侵害物品の認定手続開始実績

	令和4(2022)年	令和5(2023)年	前年比	構成比
認定手続開始件数	32,033	32,869	102.6%	100%
通常手続	5,185	5,304	102.3%	16.1%
簡素化手続 (注)	26,848	27,565	102.7%	83.9%
輸入者による 争う旨の申出	4,325	1,267	29.3%	3.9%

(注)「簡素化手続」とは、輸入差止申立てに係る対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するか否かについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることがなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定する手続をいう。

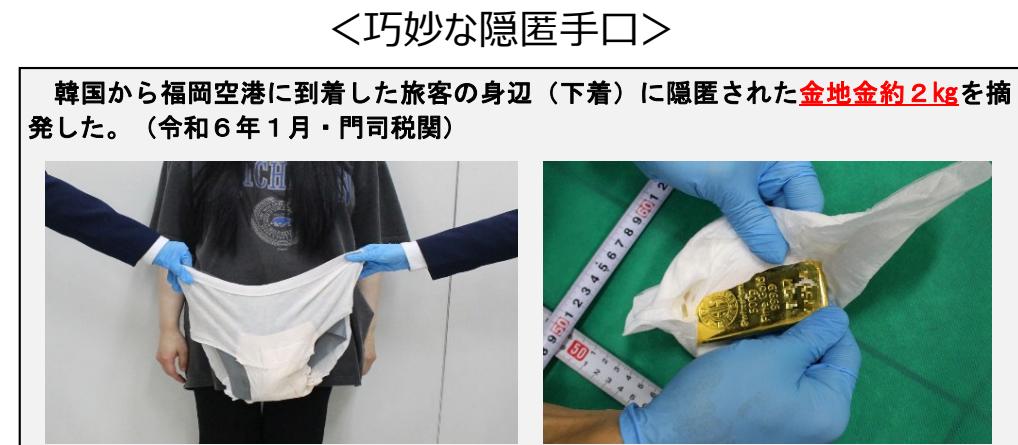
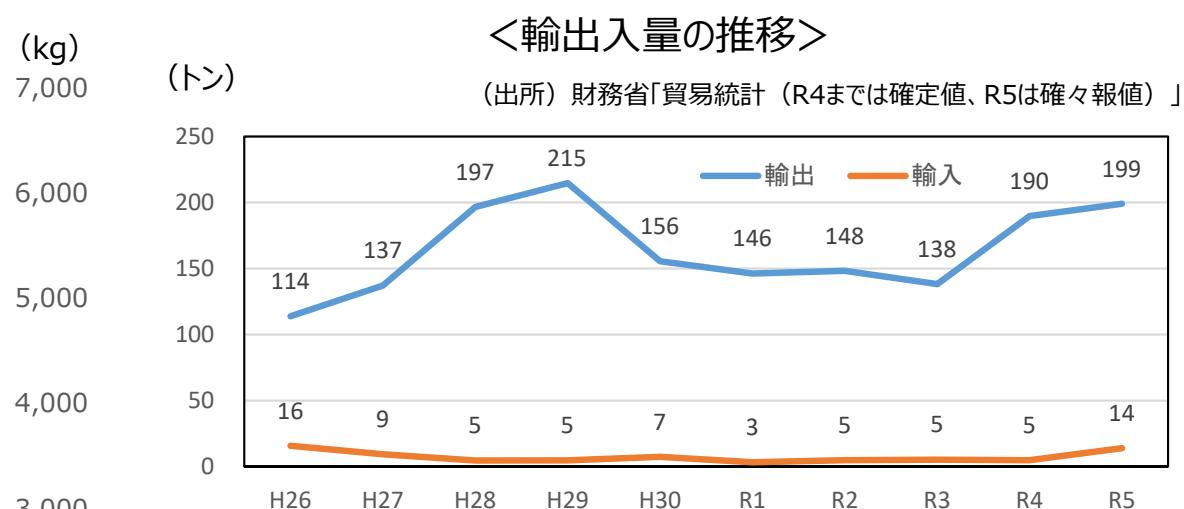
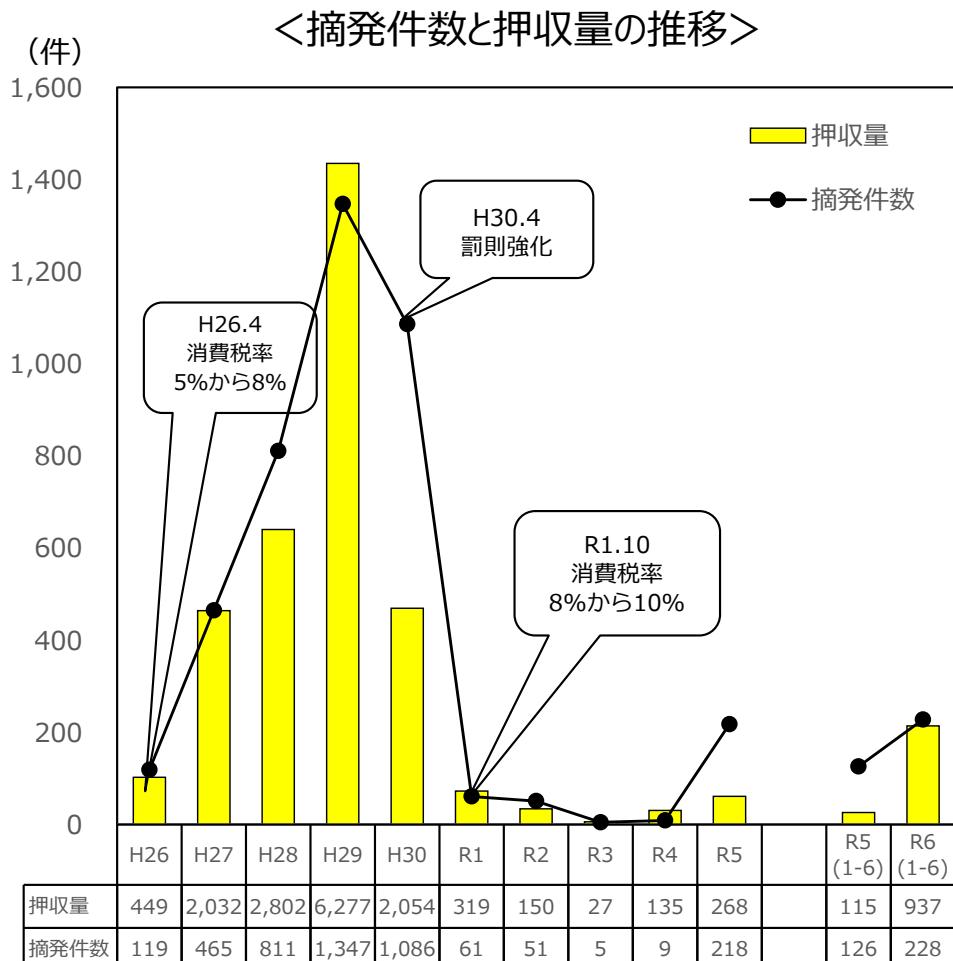
(出所) 財務省「令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（令和6年3月8日）」

## 【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年から令和5年にかけて、知的財産侵害物品の輸入差止件数は増加（前年比17.5%増）した一方、輸入者が「争う旨の申出」を行った件数は1,267件（前年比70.7%減）と大きく減少しており、制度改革の効果が現れているものと考えられる。

# 金密輸入取締りに対する取組

- 令和6年上半期における金の摘発件数は228件、押収量は約937kg。
- 平成30年4月の罰則強化を含む取組等により摘発は大幅に減少したものの、金の価格は高止まりしており、令和4年10月の水際措置緩和以降、密輸リスクの高まりが懸念。
- 隠匿手口が巧妙な事案も散見されることから、関係機関とも連携しつつ、検査機器の活用等により、引き続き、厳格な対応が必要。



# ロシア等に対する経済制裁について

## 1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシ、及び両国以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車（ガソリンエンジン車・ディーゼルエンジン車は排気量1,900cc超）等の輸出禁止措置、ロシアからの機械類・電気機械及び、貴金属、上限価格超で取引される原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸入禁止措置を順次実施。

## 2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（令和4年4月20日成立、翌21日施行）。  
(注) 同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を中心とする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、令和5年3月と令和6年3月にロシアに対する当該措置の期限を1年間延長する政令改正を行い、期限を令和7年3月31日とした。  
(参考) 最恵国待遇とは、貿易相手国の產品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

## 関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

# 経済安全保障上の脅威への対応

## 背景・課題

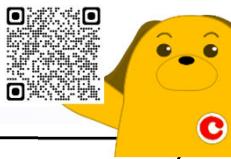
- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
  - 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)
    - 国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化
    - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析に必要な体制を整備
    - 先端技術の輸出管理・技術管理等に取り組む
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

## 取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止」の観点から以下に取り組む。
  - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**  
国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
  - **体制強化**  
経済安全保障情報分析センター室を2023年7月に新設するとともに、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
  - **民間事業者との連携**  
通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
  - **規制対象物品の輸出実績の把握**  
統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る（経済産業省等と連携）。

# 経済活性化のための保税地域の活用

保税ポータルも  
見て欲しいワン！



- 保税地域においては、関税等の徴収を留保したまま外国貨物の保管、加工、展示等が可能である。
- こうした保税地域の特性を様々な分野において活用することで、経済活性化への寄与が期待されることから、事業者等への制度周知による保税制度のニーズの掘り起こしに取り組むとともに、「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」をとりまとめ、公表（R6.6）し、ニーズ等を踏まえた制度の見直しに取り組んでいる。

## 制度周知やニーズ把握等の取組

### ✓ 業界団体等への制度紹介

業界団体等に向けた制度の紹介やニーズ把握のヒアリングを実施。

### ✓ 「保税ポータル」の開設

税関ホームページに保税制度の情報提供等に特化した「保税ポータル」開設し、保税地域の許可を受けようとする事業者向けの手続案内をはじめ、各種資料や情報を掲載。（R6.5）

### ✓ 保税制度に関する意見募集

制度・運用面の課題やニーズ等を把握するため、保税ポータルに意見募集のページを設置。（R6.6）

### 保税ポータル

#### コンテンツ一覧

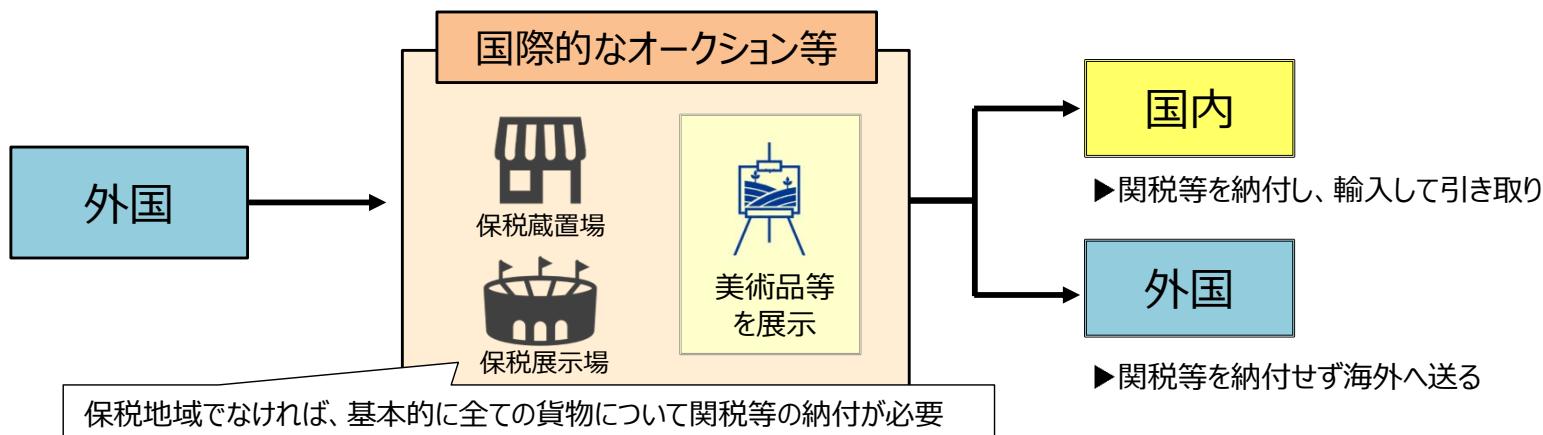


保税制度の情報提供等に  
特化した保税ポータルの開設  
(R6.5)



保税蔵置場の新規許可申請に  
関するガイドライン  
(保税ポータルに掲載)

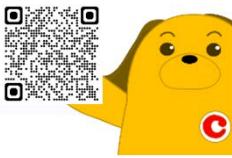
## 保税制度の新たな活用例：国際的なオークション・ギャラリー・アートフェア



### 活用事例：



保税展示場における国際的なアートフェア  
「Tokyo Gendai」



- 近年、輸入貨物の急増や、物流業界の人手不足、港湾・空港分野における国際競争の激化等、保税制度を取り巻く国際物流の動向が大きく変化している。
- また、こうした動きに併せて、保税業務における手続きの簡素化をはじめ、保税制度に対するニーズや課題に関する様々な声が寄せられている。
- 保税制度についてもより時代に即した制度となるよう見直す必要があることから、事業者へのアンケート結果や学識経験者等からの意見を踏まえ、「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」をとりまとめ、令和6年6月14日に公表した。

## 基本方針

### 利用者の利便性向上



保税業務における手続きの簡素化等を進め、利用者の利便性向上を図る。

### 保税制度の利活用促進



我が国経済に貢献する観点から、保税制度の潜在的なニーズの発掘を進め、制度の利活用促進を図る。

### 厳格な水際取締り



保税地域に係る検査・取締りの高度化・効率化により、厳格な水際取締りの水準を維持する。

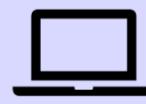
## 具体的な施策例

### ①規定・運用の見直し



- ・保税運送・保税作業・保税許可等手続きに関する利便性向上
- ・保税取締り等の高度化・効率化

### ②手続きのデジタル完結



- ・保税台帳の保存に関する負担軽減
- ・保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応（NACCSの利便性向上等）

### ③利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



- ・手続きのボトルネック解消等を図るための体制整備
- ・社内教育等に関する情報提供の更なる充実

※施策の検討にあたっては、AEO事業者との連携やベネフィットのあり方にも留意する。

→ 「とりまとめ」に位置付けた施策について、順次見直しを実施。

引き続き、水際取締りと簡素化等のバランスに留意しながら、着実に保税制度の見直しを進める。

# 税関行政の中長期ビジョン「スマート税関構想2020」

## 概要

税関を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者の一層の利便向上を図る等により、**「世界最先端の税関」（スマート税関）の実現を目指す税関行政の中長期ビジョン**（2020年6月に取りまとめ、公表）

## 中長期ビジョン

### Solution (利便向上策)

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るためにソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指す

### Multiple-Access (多元連携)

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指す

### Resilience (強靭化)

社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における利便性を確保しつつ、税関行政を持続・発展させていくことをを目指す

### Technology & Talent (高度化と人材育成)

税関業務にAI等の先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指す。また、先端技術の活用に併せて人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指す

# スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の策定等

## 税関を取り巻く新たな環境変化

スマート税関構想の取りまとめ後においても、モノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
- ・ 越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増等によるサプライチェーンの変化の加速
- ・ 民間部門のデジタルトランスフォーメーションを含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展
- ・ 経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現

など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化

- 環境変化へ適時に対応するとともに、ニーズも的確に捉え、**新たな施策に取り組む必要**
- 「スマート税関構想」を**構想に留めることなく、スマート税関を実現していくことが重要**



## 「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を策定し公表（2022年11月）

### スマート税関構想の関連施策に係る工程表

「スマート税関構想2020」で掲げられている**各施策については、目標・達成時期を定めた工程表に基づき進捗管理**を行いつつ、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる

「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」に係る**新規施策及び継続施策について、工程表を作成・更新し公表**（2024年6月更新）



# スマート税関の実現に向けた施策の主な進捗（年表）

2020年	2021年						2022年					2023年					2024年									
6月	2月	3月	4月	7月	8月	9月	1月	2月	4月	6月	9月	11月	2月	3月	4月	6月	7月	10月	1月	6月	7月	8月				
・スマート税関構想2020の公表	・ドローンを導入し検証開始	・税関チャットボットを税関ホームページに導入	・税関手続の簡素化（加工修繕貨物）	・カルネ申告に係る申告官署の拡充	・減免税手続の簡素化（加工修繕貨物）	・電子申告ゲートの増配備（7大空港へ計58台）	・AEIO制度の運営方針に係る新通達（運用の明確化）	・入国旅客等が行うスマートフォン決済アプリによる納税に対応	・ビッグデータ解析（輸入事後調査に係る立入先選定支援）	・モルドバ共和国との税関相互支援協定に署名	・モルダバ共和国との税関相互支援協定に署名	・イラン・イスラム共和国との税関相互支援協定に署名	・税関ホームページのリニューアル	・スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の公表	・ドローンの運用開始	・テレワーク環境の更なる充実	・ドローランの運用開始	・通り容器に関する簡素化対象の拡大	・税関検査場における貨物の検査工程の一部オートメーション化	・マルチペイメントネットワークによる納税の対象拡大	・AIEによるX線検査画像審査支援の活用（外郵）	・入国旅客等が行うクレジットカードによる納税に対応	・スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の公表	・「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方」の公表	・AIE・DX推進センター室の設置	・紙幣探知犬（カレンシードッグ）の導入
・共同キオスク実証実験開始	・税関事務管理制度の拡充	・ビッグデータ解析（航空機旅客の取締りに係る検査選定支援）	・経済安全保障情報分析センター室の設置	・ボリビア多民族国との税関相互支援協定に署名	・インドネシア共和国との原産地証明書のデータ交換の本格運用開始	・バングラデシュ人民共和国との税関相互支援協定に署名	・テレワーク対応可能業務の拡大	・スマートグラスを導入	・スマートグラスを導入	・タイ王国とのAEIO相互承認の実施	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・ドローンの運用開始	・共同キオスク実証実験開始	・「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方」の公表	・AIE・DX推進センター室の設置	・紙幣探知犬（カレンシードッグ）の導入				